

# 第1章 はじめに

## 第1節 ガイドブックの目的と対象

本ガイドブックは、慢性疾患、心身症、情緒及び行動の障害を伴う不登校の子どもの教育支援に関するガイドブックを作成することにより、小学校、中学校、高等学校、病弱養護学校、院内学級の教員、保護者等の子どもの理解を図り、よりよい本人への支援や地域支援が行われるようなガイドブックを作成することを目的とするものです。ガイドブックの対象は、小学校、中学校、病弱養護学校、院内学級の教員、保護者等です。

## 第2節 ガイドブックの対象となる児童生徒

図1-1は、障害と特別な教育的ニーズとの概念図です。カテゴリー(日)は、Disability（障害の状態）はありますが、通常学級で教育が可能であり、特別な教育的ニーズがない状態を示します。カテゴリー(月)は、Disability（障害の状態）があり、特別な教育的ニーズもある状態です。現状の特殊教育の範疇です。盲、聾、養護学校、特殊学級、通級による指導の対象となっている児童生徒は、カテゴリー(月)の範疇に入ります。カテゴリー(火)は、特別な教育的ニーズはありますが、Disability（障害の状態）がない状態をいいます。不登校はこのカテゴリー(火)の範疇に入ります。不登校は、特別な教育的ニーズはありますが、障害がないため特別支援教育<sup>21)</sup>の枠組みには入っていません。しかし、不登校の背景・又は原因に病気や情緒及び行動の障害を伴い、医師から診断を受けている場合には、カテゴリー(火)からカテゴリー(月)の範疇の対象となります。

病弱養護学校や特殊学級(病弱・身体虚弱や情緒)に在籍している様々な慢性疾患の児童生徒や心身症や不安障害、適応障害、気分障害、統合失調症等の情緒及び行動の障害を伴う不登校の場合はカテゴリー(月)の範疇に入ります。

本ガイドブックは、主に、カテゴリー(月)の範疇の児童生徒の現状と課題、病気や障害の解説、評価の方法、教育相談の方法、指導事例を取り上げ、解説していきます。

しかし、学校において不適応になる前の予防の観点が重要です。本ガイドブックでは、そのためにカテゴリー(火)の範疇に入る児童生徒について適応指導教室の取組や、特別支援教室、巡回指導における取組を紹介します。

- ① **Disability**はあるが、特別な教育的ニーズはない
- ② **Disability**+特別な教育的ニーズはある
- ③ 特別な教育的ニーズはあるが、**Disability**はない

カテゴリー①

カテゴリー②

カテゴリー③

図1-1 障害と特別な教育的ニーズとの関係概念図